

376

平成二十四年八月二十一日提出
質問第三七六号

痴漢行為により処分を受けた外務省職員に関する質問主意書

提出者

浅野貴博

痴漢行為により処分を受けた外務省職員に関する質問主意書

一 平成二十一年度から二十三年度並びに平成二十四年度の現時点までに、痴漢行為を働き逮捕された、または処分を受けた外務省職員（国内職員及び在外職員ごとに）はいるか。

二 一で、いるのなら、その人数並びに当該職員がそのような行為を働いた経過、当該職員に対しても下された処分の内容、逮捕後起訴された者の有無、起訴されたのなら裁判の結果、そして当該職員が現在も外務省に在職しているか否か等、それぞれ詳細を明らかにされたい。

三 二で、既に退職している職員があるのなら、その者に対して退職金は支払われているか否か、明らかにされたい。

四 三で、支払われているのなら、それは社会通念上適切であるか。外務省の見解を示されたい。

五 二で、退職せず、在職し続いている職員がいるのなら、そのような人物が我が国の国益を担う外交活動に従事することは適切であるか。外務省の見解を示されたい。

右質問する。